

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部改正に係る意見募集の結果について

令和6年10月17日
国土交通省 大臣官房
技術調査課
公共事業調査室

国土交通省では、令和6年9月18日（水）から 令和6年10月2日（水）までの期間 において、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部改正」について意見募集を行いました。寄せられた御意見及びそれに対する考え方を「別紙」のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました皆様方に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- （１）意見募集期間：令和6年9月18日（水）から 令和6年10月2日（水）
- （２）周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- （３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームの利用、電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見 3件

3. お問合せ先

国土交通省 大臣官房技術調査課 意見募集担当
電話番号 03－5253－8111（内線 22354）
国土交通省 大臣官房公共事業調査室 意見募集担当
電話番号 03－5253－8111（内線 24296）

(別紙)

「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部改正」
に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

番号	ご意見	ご意見に対する考え方
1	[該当箇所] ＜点検・診断等業務＞ ・水道施設(水道管路施設を除く):水道法に基づく、取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設までの土木構造物、建築物、機械・電気・計装設備等を対象とした運転・維持管理等を実施する業務 ・水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む):水道法に基づく、取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設までの管路等を対象とした運転・維持管理等を実施する業務 ＜計画・調査・設計業務＞ ・水道:水道法に基づく、取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設を対象とした計画・調査・設計等を実施する業務 [要旨] 機械部門の技術士の活用をお願いいたします。 [理由] 予防保全型の施設管理の業務内容に、ゲートやバルブ、ポンプ等、機械施設の管理が求められているからです。 さらに、これらの機械施設につきまして、機械制御が必要になります。機械制御によって、立ち上がりの性能や省エネルギー、災害時の緊急安全について、品質確保できます。 機械部門の技術士は、機械器具設置工事の監理技術者に登録できます。 水道施設の工事において、下請業者で、機械器具設置工事の監理技術者が置かれて、現場に常駐しております。	・本登録規程は、公募・登録を通じて広く民間資格の活用を図るものとしております。(そのため技術士等の国家資格は対象外としています。)頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
2	(該当箇所) ＜点検・診断等業務＞ ・水道施設(水道管路施設を除く) ・水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む) ＜計画・調査・設計業務＞・水道 (御意見) ①水道事業の維持管理が第三者委託や包括委託等によって民間委託が進む中、今後、官民連携のさらなる拡大により、受託者となる民間企業の技術者の確保及び技術力の評価の重要性が増すことが予想されます。本登録資格制度への水道分野の追加により、登録資格が水道事業の関係者に広く周知され、活用が促進されることを期待します。 ②水道施設、水道管路施設の要件として「取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設までの」とありますが、今後、本登録制度を水道分野で広く活用することを想定すると、登録する資格が対象とする施設は、その内のいずれかの施設の運転・維持管理に対応する資格を登録対象とすることで、より活用の幅が広がるのではないのでしょうか。 (②の意見にかかる理由) 水道事業において、施設の運転・維持管理に求められる技術・知識は多岐に渡り、各施設に専門的な技術が求められるため、今後、仮に水道分野において新たに資格等の創設があった場合、個別の施設に対応する資格も登録対象とすることにより、本登録制度がより有効に活用できる環境に繋がると考えられます。	・国民の安全・安心の確保や社会経済活動の基盤となるインフラの点検・診断等において、専門性を有する技術者が適切に活用されることが必要と考えています。国土交通省としましても、登録された資格の積極的な活用を期待しております。 ・本登録規程は、点検・診断等業務及び計画・調査・設計業務のうち、当面資格保有技術者に対するニーズが高いと考えられる施設分野等、業務、知識・技術を求める者を対象としています。
3	台湾有事も間近 という話も聞こえてきます。 仮に有事が発生した場合、水道/下水道などのインフラは国民の生命を守る重要なライフラインとなります。 実際、ロシアの侵攻を受けたウクライナでは井戸などの水源にアクセスできなくなる という事態も発生しています。 有事における我が国のライフラインを守るためには、そういったライフライン施設の役務者は日本国民に限る という要件が必要のように思いました。(既に制度化されていたらすみません)	・国民の安全・安心の確保や社会経済活動の基盤となるインフラの点検・診断等において、専門性を有する技術者が適切に活用されることが必要と考えています。